

労働環境改善スケジュール

分野名 括り	作業内容	これまで1ヶ月の動きと今後6ヶ月の予定	8月												9月												10月												備考
			24	31	7	14	21	28	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下							
防護装備	1 防護装備の適正化検討	(実績) ・DS2マスク不要作業でのDS2マスクを着用しない運用の定着、推進 (予定) ・DS2マスク不要作業でのDS2マスクを着用しない運用の定着、推進 ※管理対象区域を3つのゾーンに区分し、各区分に応じた防護装備を着用することで、作業時の負荷軽減による作業性の向上を図る	現地作業						DS2マスク不要作業でのDS2マスクを着用しない運用の定着、推進																									(継続実施)					
ヒューマンエラー防止	2 ヒューマンエラー発生防止	(実績) ・安全衛生推進協議会の開催：協力企業に対するヒューマンエラー発生防止の意識向上と基本動作の徹底等 (予定) ・安全衛生推進協議会の開催：協力企業に対するヒューマンエラー発生防止の意識向上と基本動作の徹底等	現地作業												協力企業に対するヒューマンエラー発生防止の意識向上と基本動作の徹底等																		(継続実施)						
人間安全	3 重傷災害撲滅、全災害発生状況の把握	(実績) ・協力企業との情報共有、安全施策の検討・評価 ・安全衛生推進協議会の開催：災害事例等の再発防止対策の周知等 ・作業毎の安全施策の実施（TBM-KY等） ・熱中症予防対策の実施（4～10月） (予定) ・協力企業との情報共有、安全施策の検討・評価 ・安全衛生推進協議会の開催：災害事例等の再発防止対策の周知等 ・作業毎の安全施策の実施（TBM-KY等） ・熱中症予防対策の実施（4～10月）	現地作業						情報共有、安全施策の検討・評価																									(継続実施)					
労働環境改善 健康管理	4 長期健康管理の実施	(実績) ・検査対象者・医療機関等からの問い合わせ対応及び検査費用の精算手続き 【2025年度対象者（退職者及び協力企業作業員）への検査案内に向けた準備】 ・2025年度対象者（社員）への「白内障検査」（福島）実施 (予定) ・検査対象者・医療機関等からの問い合わせ対応及び検査費用の精算手続き ・2025年度対象者（社員）への「白内障検査」（柏崎刈羽）実施 ・2025年度対象者（社員）への「白内障検査」（本社）実施	現地作業						健康相談受付																										(継続実施)				
	5 繼続的な医療職の確保と患者搬送の迅速化	(実績) ・1F救急医療室の勤務医師調整 (予定) ・1F救急医療室の勤務医師調整	時計・設計						1F救急医療室の勤務医師調整																									(継続実施)					
	6 感染症対策の実施	(実績) (予定) ・インフルエンザ予防接種の実施	現地作業																																				
	7 作業員の確保状況と地元雇用率の実態把握	(実績) ・作業員の確保状況と地元雇用率についての調査・集計 (予定) ・作業員の確保状況と地元雇用率についての調査・集計	時計・設計						作業員の確保状況と地元雇用率についての調査・集計																									(継続実施)					
	8 労働環境・就労実態に関する企業との取り組み	(実績) ・労働環境・就労実態に関する意見交換及び実態把握 ・意見交換及び実態把握に基づく解決策の検討・実施・結果のフィードバック ・相談窓口への連絡（処遇・労働条件等）への対応 ・作業員へのアンケートによる実態把握 (予定) ・労働環境・就労実態に関する意見交換及び実態把握 ・意見交換及び実態把握に基づく解決策の検討・実施・結果のフィードバック ・相談窓口への連絡（処遇・労働条件等）への対応 ・作業員へのアンケートによる実態把握	時計・設計 現地作業						労働環境・就労実態に関する意見交換及び実態把握、解決策の検討・実施・結果のフィードバック																								(継続実施)						
					配付(8/28)▼				回収(9/12)▼																							結果公表(12月下旬)▼							

分野名 活 り	作業内容	これまで1ヶ月の動きと今後6ヶ月の予定	8月		9月					10月		11月		12月		1月		2月		3月以降		備 考
			24	31	7	14	21	28	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下		
労働環境改善																						

※1 1～3号機原子炉建屋内、及び1～4号機タービン建屋並びに周辺建屋のうち滞留水を保有するエリア
 ※2 上図以外においてもG zone 内で高濃度粉じん作業（建屋解体等）や濃縮塩水等のタンク移送ラインに関わる作業等を行う場合は、Y zoneを一時的に設定する。
 ※3 図中のG zone の他、共用プール建屋の一部エリアも対象とする。

管理対象区域の運用区分 レイアウト

提供：日本スペースイメージング、©DigitalGlobe